

(証券コード 2778)
平成30年4月27日

株 主 各 位

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉 田 馨

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月16日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地
名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）中ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第33期（平成29年2月21日から平成30年2月20日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（平成29年2月21日から平成30年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.palemo.co.jp/>）にて、修正後の内容をご案内いたします。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(自 平成29年2月21日
至 平成30年2月20日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外における不安定な政治情勢や地政学リスクの影響などが懸念される一方で、国内においては企業収益の改善や、雇用・所得環境の改善に加え、個人消費の持ち直しも見られたことなどにより、景気は緩やかな回復基調が継続しました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、市場規模の拡大に期待が持てないだけでなく、慢性的な人手不足による人件費の高騰などにより店舗運営維持コストが上昇するなど、厳しい環境で推移しました。

このような環境の中、当社グループは平成29年8月21日付けで持株会社体制へ移行し、事業会社となった株式会社パレモ（株式会社パレモ分割準備会社から商号変更）において、引き続き店舗小売事業での基幹事業における利益体質の定着化と、次期以降の増収基盤を構築すべく、常にお客様に対してトレンドを取り入れた旬な商品と、シーズンやイベント毎に必要な実需商品の提供に心がけるとともに、アパレル事業の新規ブランドと雑貨事業の「イルーシー 300」（300円均一雑貨ショップ）を中心に新規出店による収益拡大にも注力してまいりました。

その結果、アパレル事業においては適正在庫コントロールが定着したことで、概ね堅調な推移となりましたが、夏の長雨や冷夏といった環境に加え、年明け以降の記録的寒波の影響により苦戦する局面も見られました。一方で雑貨事業においてはバラエティ雑貨での商品鮮度改善が進んだほか、300円均一雑貨業態の「イルーシー 300」が好調に推移したこともあり、雑貨事業全体としては堅調な推移となりました。この結果、全社の既存店売上高前年比は100.0%と前年の水準を維持することができました。

店舗の出退店におきましては、アパレル事業の主力ブランドである「ルディックパーク」12店舗、雑貨事業の「イルーシー 300」7店舗を中心に、新規に27店舗を出店する一方で、定期賃貸借契約の満了と不採算店舗を中心に53店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末現在の店舗数は469店舗となりました。また、F C（フランチャイズ）事業におきましては、イオンモール鶴見緑地店とゆめタウン徳島店の営業を終了したことにより、期末店舗数は11店舗となりました。以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高232億62百万円、営業利益7億41百万円、経常利益7億68百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億49百万円となりました。

(2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第 33 期（当連結会計年度）		前連結会計年度 対比率(%)
	売 上 高（千円）	構成比(%)	
店 舗 小 売 事 業	22,481,089	96.6	—
F C 事 業	643,618	2.8	—
そ の 他 事 業	137,611	0.6	—
合 計	23,262,319	100.0	—

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度対比率については記載しておりません。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額 5 億 66 百万円の投資を行ないました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に 3 億 18 百万円、新設店舗賃借に係る保証金として 1 億 27 百万円、既存店の改装およびシステム投資等に 1 億 20 百万円の投資を行なっております。これらに必要な設備投資資金は自己資金および借入金により充当しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの店舗展開は次のとおりであります。

〈新規店舗〉

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
北 海 道	ルディックパーク新札幌店	山 梨 県	ルディックパーク甲府昭和店
宮 城 県	ルディックパーク石巻店 イルーシー300仙台長町店	石 川 県	リルデシュシュ新小松店 イルーシー300かほく店
茨 城 県	ルディックパークつくば店 ルディックパーク土浦店	岐 阜 県	ルディックパーク・リジェイ 岐阜カラフルタウン店
群 馬 県	シーベレット千代田店 インセンス千代田店	愛 知 県	リルデシュシュ名古屋茶屋店 ルディックパーク赤池ブライムツリー店 イルーシー300豊田店
埼 玉 県	ルディックパーク越谷レイクタウンKAZE店		
千 葉 県	ルディックパーク成田店 イルーシー300八千代緑が丘店 ルディックパーク木更津店	兵 庫 県	イルーシー300神戸ハーバーランド店
		広 島 県	ルディックパーク神辺店 シーベレット神辺店
東 京 都	リルデシュシュ府中フォーリス店 リジェイ赤羽アピレ店	熊 本 県	リルデシュシュ熊本本店 イルーシー300はません店
神 奈 川 県	イルーシー300大和店	沖 縄 県	ルディックパーク那覇店

以上、27店舗出店しました。

〈退店店舗〉

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
北 海 道	シーベレット名寄店 ハレノヒ札幌平岡店	静 岡 県	ドッピサージュブレ葉ウオーク浜北店 シーベレット清水ベイドリーム店 イルーシー300静岡パルシェ店
	ギャルフィットクラブ仙台長町店		
茨 城 県	シーベレットひたちなか店	岐 阜 県	フォレストハート・イルーシー300 モレラ岐阜店
栃 木 県	ハレノヒ宇都宮インターパーク店		
群 馬 県	ピーク館林店	愛 知 県	G F C 高蔵寺店 ピーク江南ヴィアモール店 G F C 豊橋南店 シーベレットファミ高蔵寺店
埼 玉 県	ギャルフィット岩槻店 ルシカ草加ヴァリエ店 シーベレットソヨカふじみ野店		
千 葉 県	シーベレット千城台店 シーベレットファミ蘇我店 イルーシー300柏店	三 重 県	エスアイツーシー四日市店 シーベレット松阪店 シーベレット名張店
東 京 都	フォレストハートセレオ八王子店 シーベレットみずほ店 イルーシー300浅草店 ハレノヒセレオ八王子店	京 都 府	ギャルフィット東舞鶴店 イルーシー京都アバンティ店
		大 阪 府	ギャルフィット・ジニー長吉店
		兵 庫 県	ファナー赤穂店
		岡 山 県	シーベレット津山店
神 奈 川 県	G F C・シーベレットつきみ野店 リジェイ長津田アピタ店 インセンス横浜トレッサ店 イルーシー300横浜ワールドポーターズ店 ハレノヒ平塚ラスカ店	山 口 県	シーベレット宇部店
		愛 媛 県	ハレノヒ松前店
		福 岡 県	ファズビー久留米エマックス店 シーベレット久留米エマックス店
山 梨 県	イルーシー300甲府昭和店	長 崎 県	エスアイツーシー長崎夢彩都店
新 潟 県	ナウヒア新潟西アピタ店	宮 崎 県	スズタン延岡イオン店 シーベレットファミ宮崎店
富 山 県	スズタン砺波店		
静 岡 県	ギャルフィット清水ベイドリーム店 リジェイ静岡パルシェ店 エスアイツーシー浜松市野店	鹿 児 島 県	G F 2 1 鹿児島タカブラ店 ルシカ鹿児島タカブラ店
		沖 縄 県	ナウヒア那覇店

以上、53店舗退店しました。

これにより、期末店舗数は469店舗となりました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は平成29年8月21日を効力発生日として会社分割を実施し、持株会社体制へ移行しました。それに伴い、平成29年3月31日付で締結した吸収分割契約に基づき、平成29年8月21日付で、当社が営むアパレル事業、雑貨事業およびF C事業を株式会社パレモへ承継させました。なお、株式会社パレモは当社の100%子会社であります。また、同日付で当社は商号をパレモ・ホールディングス株式会社に変更しております。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 基幹事業の競争力強化による収益安定化

今後、少子高齢化、人口減少が加速し、国内市場全体が縮小していく環境下においては、当社グループの基幹事業である、アパレルならびに雑貨事業のすべてのブランドで同業他社との競争力を高め、顧客からの支持を獲得し続けていくことが、収益を安定させる上で最も重要な課題と考えております。3年間におよぶ事業構造改革により、アパレル、雑貨の両事業で在庫低減が進み、商品鮮度は大幅に改善することができましたが、今後更に業績を維持向上させていくためにも、MD（マーチャンダイジング）の精度を高め、商品供給と販売サービスの両面での質を向上させることで、基幹事業の収益性を更に向上、安定化させてまいります。

(2) 新規出店の拡大と成長事業への投資による増収基盤の構築

当社グループが永続的安定成長を遂げていくためには、基幹事業において、主力ブランドおよび好調ブランドを中心に新規出店の拡大を進めると同時に、更なる成長が期待できるEC（ネット通販）事業などへの投資を拡大することで増収基盤を構築していく必要があると考えます。アパレル事業においては、前期より拡大を進めている新規ブランド「ルディックパーク」を軸に、今後更に出店と改装を加速させ、雑貨事業におきましてはこの一年で顧客からの支持が高まった「イルーシー300」を軸に出店機会を増やしてまいります。また、EC事業においては、同業他社のEC化率に比べ、まだまだ成長の余地があると考え、成長拡大に向けた投資を積極的に進めてまいります。

(3) 経営環境の変化への対応と人財育成

持株会社体制へと移行した当社グループが、今後更なる成長を目指していく中においては、当社が当社グループ全体の戦略立案と、経営管理およびリスク管理を適切に行なうことに注力するとともに、事業子会社においては、マーケット環境の変化に迅速に対応するだけでなく、新たな事業にも挑戦できる体制を構築していくことが重要と考えます。そのためにも、グループ内の重要な資源である人財につきまして、より多くの従業員が活躍できる場を広げていくほか、若手幹部の積極的登用による次世代のリーダーを育成し、グループ全体の成長を実感できる風土を醸成してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況の推移
(訂正後)

(単位：千円)

項 目	株式会社パレモ 第 30 期 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)	株式会社パレモ 第 31 期 (自 平成27年2月21日 至 平成28年2月20日)	株式会社パレモ 第 32 期 (自 平成28年2月21日 至 平成29年2月20日)	第 33 期 (当連結会計年度) (自 平成29年2月21日 至 平成30年2月20日)
売 上 高	31,875,247	27,302,073	24,693,436	23,262,319
経常利益または経常損失(△)	△662,419	188,531	645,819	768,620
当期純利益または当期純損失(△)並びに親会社株主に帰属する当期純利益	△2,186,231	△313,269	324,320	949,262
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△181円50銭	△26円01銭	26円93銭	78円82銭
総 資 産	12,705,772	10,421,541	10,984,139	10,381,657
純 資 産	2,258,820	1,752,828	2,076,998	3,025,789

- (注) 1. 名古屋東部県税事務所からの指摘により、過年度の外形標準課税の一部に誤りがあることが判明したため、第30期の財産および損益の状況の推移については、訂正後の数値を記載しております。なお、訂正前の数値は次のとおりであります。
2. 当社は、第33期より連結計算書類を作成しております。第30期から第32期の数値は、ご参考として株式会社パレモ(現パレモ・ホールディングス株式会社)の数値を記載しております。

(訂正前)

(単位：千円)

項 目	株式会社パレモ 第 30 期 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
売 上 高	31,875,247
経 常 損 失 (△)	△619,708
当 期 純 損 失 (△)	△2,146,332
1株当たり当期純損失(△)	△178円18銭
総 資 産	12,702,961
純 資 産	2,331,948

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パレモ	10百万円	100%	レディースアパレル、バラエティ雑貨、バッグの専門店チェーン

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、当社を純粋持株会社とする2社（当社を含む）によって形成される企業グループであり、ティーンズヤングからヤングミセスまでのレディースを対象とした婦人洋品・婦人服および生活雑貨、バッグの販売を主要業務とした小売業およびその関連事業を営んでおります。

12. 主要な事業所

(1) 当社本店

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(2) 当社グループの店舗

(地域別分布は次のとおりであります。)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	28	青森県	10	岩手県	4	宮城県	10	秋田県	2
山形県	6	福島県	11	茨城県	9	栃木県	12	群馬県	6
埼玉県	15	千葉県	28	東京都	28	神奈川県	22	新潟県	10
富山県	7	石川県	6	福井県	7	山梨県	4	長野県	12
岐阜県	12	静岡県	19	愛知県	50	三重県	14	京都府	5
大阪府	13	兵庫県	12	奈良県	2	和歌山県	2	鳥取県	2
岡山県	2	広島県	11	山口県	10	徳島県	2	香川県	1
愛媛県	3	高知県	2	福岡県	24	佐賀県	6	長崎県	5
熊本県	8	大分県	7	宮崎県	3	鹿児島県	5	沖縄県	12
総店舗数								469店舗	

13. 従業員の状況

従業員数	前期比増減数	平均年齢	平均勤続年数
156名	△12名	46.4才	23.0年

- (注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末従業員数であります。
 2. 従業員数には、当連結会計年度中平均雇用人数の嘱託社員580名およびパートタイマー1,031名（8時間勤務換算）は含んでおりません。
 3. 前期比増減数は、株式会社パレモ（現パレモ・ホールディングス株式会社）の前期末数値と比較しております。

14. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社大垣共立銀行	500,000千円
株式会社愛知銀行	400,000千円
株式会社京都銀行	300,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000千円
株式会社名古屋銀行	266,800千円
日本生命保険相互会社	198,000千円

- (注) 平成30年4月1日付にて、株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社	6,040,042株	50.16%
岩 間 公 一	598,533株	4.97%
株 式 会 社 S B I 証 券	477,800株	3.97%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	360,200株	2.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	200,000株	1.66%
パ レ モ 従 業 員 持 株 会	199,823株	1.66%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	130,118株	1.08%
ゴールドマンサックスインターナショナル	129,100株	1.07%
MSIP CLIENT SECURITIES	120,000株	1.00%
バク オフ ニューヨーク シーエム クラウド アカunt シェイプ-ア-ワ-ド アイエス-エフ-エス	86,916株	0.72%

（注）1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

2. 平成30年4月1日付にて、株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 27,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,051,384株（うち自己株式 9,194株）
- (3) 株主数 6,647名

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成30年2月20日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況等
吉 田 馨	代表取締役社長		株式会社パレモ代表取締役社長
永 井 隆 司	常 務 取 締 役	管理担当兼子会社担当	
木 根 洩 明	取 締 役	経 営 企 画 室 長	
竹 中 幹 雄	取 締 役		フェニックス・キャピタル・グループ エンデバー・ユナイテッド株式会社ディレクター
永 田 昭 夫	取 締 役		公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社 社外監査役 株式会社U C S 社外監査役 竹田印刷株式会社社外監査役
土 田 新一郎	常 勤 監 査 役		
平 岡 繁	監 査 役		平岡公認会計士事務所所長 フェニックス・キャピタル株式会社監査役 エンデバー・ユナイテッド株式会社監査役
中 村 弘	監 査 役		水口・中村法律事務所所長 弁護士
今 枝 剛	監 査 役		公認会計士今枝会計事務所所長 税理士法人ブレインワン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち永田昭夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち中村 弘氏および今枝 剛氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役中村 弘氏および今枝 剛氏の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 監査役中村 弘氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に就任した取締役
平成29年5月18日開催の第32回定時株主総会において、新たに木根洩明氏および竹中幹雄氏の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に就任した監査役
平成29年5月18日開催の第32回定時株主総会において、新たに土田新一郎氏および平岡繁氏の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。

8. 当事業年度中に退任した取締役
平成29年8月20日をもって取締役江里口直氏は辞任いたしました。
なお、辞任時における地位および担当は以下のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
江 里 口 直	取 締 役	雑 貨 事 業 部 長

9. 当事業年度中に退任した監査役
平成29年5月18日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、監査役 龍二氏は辞任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役竹中幹雄氏、社外取締役永田昭夫氏ならびに監査役平岡 繁氏、社外監査役中村 弘氏および今枝 剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の額	
	人 員	報酬等の額
取 締 役	6 名	55,752千円
監 査 役	5 名	18,306千円
合 計	11名	74,058千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る役員賞与9,882千円(4名分)が含まれております。
3. 監査役の支給額には、当事業年度に係る役員賞与2,376千円(3名分)が含まれております。
4. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年5月18日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名、平成29年8月20日に辞任した取締役1名が含まれているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永 田 昭 夫	公認会計士永田昭夫事務所所長	公認会計士永田昭夫事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	中 村 弘	水口・中村法律事務所所長	水口・中村法律事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今 枝 剛	公認会計士今枝会計事務所所長	公認会計士今枝会計事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人ブレインワン代表社員	税理士法人ブレインワンとは、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永 田 昭 夫	日本トランスシティ株式会社 社外監査役	日本トランスシティ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社U C S 社外監査役	株式会社U C S とは、重要な取引その他の関係はありません。
		竹田印刷株式会社社外監査役	竹田印刷株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今 枝 剛	ナトコ株式会社社外監査役	ナトコ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
永 田 昭 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
中 村 弘	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。
今 枝 剛	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。

(5) 社外役員の報酬等の総額等

	人 員	当社からの報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	3 名	7,050千円

(注) 社外役員の支給額には、当事業年度に係る役員賞与750千円(3名分)が含まれております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
2. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	25,200千円
②	当社およびその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の執行状況の相当性など報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令(会社法第340条第1項の各号)の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制および方針

内部統制システム構築の基本方針については、以下のとおり取締役会にて決議しております。

1. 取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条をグループの行動規範とし、法令・定款および社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役および執行役員（以下、取締役等という）ならびに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
 - (2) 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社の取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について、当社およびグループ各社に対し定期および特別監査を実施し、取締役社長および担当取締役に報告する。
 - (3) 当社およびグループ各社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員および取引先に対し設置する。通報受付部署を当社の総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行なうとともに、法令・ルール違反には、当社およびグループ各社の社内規定に基づき厳正に対処する。
 - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行なう。
 - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
 - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体および地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社およびグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また、取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
 - (1) 当社は、グループ全体のリスクの発生の阻止・低減およびリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規則を定める。
 - (2) 当社およびグループ各社は、リスクマネジメント委員会にて、グループ全体のリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行なうとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視および改善等の活動を展開する。
 - (3) 当社は、グループ全体の不測事態の発生には、リスク管理規定に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行なう。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほか、当社およびグループ各社の社長、取締役、執行役員、監査役および部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。
 - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を構築する。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ① 当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項およびその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。

- ②当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
 - ③当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行なう。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社は、当社およびグループ各社のリスクの発生の阻止・低減およびリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。また、グループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社に準じた社内規程をグループ各社に整備させる。
 - ②当社は、グループ各社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。また、グループ各社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行なう。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
 - ②当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行なう。
 - ③当社は、グループ各社における経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。また、各社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行なわれる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等のグループ行動規範を、グループ各社の取締役等および従業員へ周知する。

- ②当社は、グループの全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、グループ各社に取締役および監査役を派遣し、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席させ、グループ各社の経営状況等の把握を行なう。
- ④当社の総務人事部は、グループ各社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、グループ各社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行ない、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、グループ各社に対し、定期および特別監査を実施し、当社の代表取締役および監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的内部統制の状況および業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正および文書化を行なうものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長ならびに担当取締役および部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社および子会社の取締役等および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社およびグループ各社の取締役等および従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況およびその内容を速やかに報告する。

- (2) 当社およびグループ各社の取締役等および従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者ならびに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益取扱を禁止する。
 - (3) 当社およびグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱の禁止を社内通報規程にて定め、取締役等および従業員に対し周知する
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (1) 取締役等および従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
 - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
 - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社およびグループ各社の取締役等および従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通し定期的に周知徹底を図っております。また、反社会的勢力対応規程など、反社会的勢力排除に関する規定等を作成し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスクおよび発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有および管理を徹底しました。

3. 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。また、業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性および効率性を図りました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等および従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また、内部監査室および会計監査人と随時情報・意見交換を行なう等、緊密な関係を保っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,265,194	流 動 負 債	5,303,916
現 金 及 び 預 金	2,272,152	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,515,170
売 掛 金	62,456	電 子 記 録 債 務	1,798,080
預 け 金	736,789	1年内返済予定の長期借入金	731,200
商 品	1,636,479	未 払 金	309,303
貯 蔵 品	22,878	未 払 費 用	729,276
1年内回収予定の差入保証金	247,905	未 払 消 費 税 等	17,112
繰 延 税 金 資 産	175,644	預 り 金	87,118
そ の 他	110,888	賞 与 引 当 金	59,300
		役 員 賞 与 引 当 金	13,764
固 定 資 産	5,116,462	資 産 除 去 債 務	13,090
(有形固定資産)	833,634	設 備 関 係 支 払 手 形	30,499
建 物	746,482	固 定 負 債	2,051,951
器 具 及 び 備 品	83,032	長 期 借 入 金	1,233,600
建 設 仮 勘 定	4,119	繰 延 税 金 負 債	31,523
(無形固定資産)	13,657	資 産 除 去 債 務	767,225
ソ フ ト ウ ェ ア	13,657	長 期 未 払 金	19,602
(投資その他の資産)	4,269,170	負 債 合 計	7,355,867
投 資 有 価 証 券	5,100	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	60,873	株 主 資 本	3,025,789
差 入 保 証 金	4,245,434	資 本 金	100,000
そ の 他	66,892	資 本 剰 余 金	1,979,367
貸 倒 引 当 金	△109,129	利 益 剰 余 金	949,262
		自 己 株 式	△2,839
		純 資 産 合 計	3,025,789
資 産 合 計	10,381,657	負 債 純 資 産 合 計	10,381,657

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成29年 2月21日
至 平成30年 2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		23,262,319
II 売 上 原 価		10,361,898
売 上 総 利 益		12,900,420
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,159,104
営 業 利 益		741,315
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,939	
債 務 勘 定 整 理 益	11,451	
為 替 差 益	5,626	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,662	
そ の 他	1,858	39,538
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,909	
そ の 他	1,324	12,234
経 常 利 益		768,620
VI 特 別 利 益		
移 転 補 償 金	1,764	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	159,628	161,392
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	4,315	
減 損 損 失	45,397	
そ の 他	3,210	52,922
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		877,089
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93,716	
法 人 税 等 調 整 額	△165,889	△72,172
当 期 純 利 益		949,262
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		949,262

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年2月21日
至 平成30年2月20日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 229, 250	1, 104, 699	△254, 582	△2, 368	2, 076, 998
当 期 変 動 額					
資本金から剰余金への振替	△1, 129, 250	1, 129, 250			—
欠 損 填 補		△254, 582	254, 582		—
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			949, 262		949, 262
自 己 株 式 の 取 得				△470	△470
当 期 変 動 額 合 計	△1, 129, 250	874, 667	1, 203, 844	△470	948, 791
当 期 末 残 高	100, 000	1, 979, 367	949, 262	△2, 839	3, 025, 789

	純資産合計
当 期 首 残 高	2, 076, 998
当 期 変 動 額	
資本金から剰余金への振替	—
欠 損 填 補	—
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	949, 262
自 己 株 式 の 処 分	△470
当 期 変 動 額 合 計	948, 791
当 期 末 残 高	3, 025, 789

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更

平成29年8月21日に行われた吸収分割により、株式会社パレモの重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社パレモ

② 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 株式会社ビックス

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

持分法適用会社はありません。

② 持分法非適用会社

非連結子会社 株式会社ビックス

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

時価のないもの： 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの： 移動平均法による原価法

- ② デリバティブ取引の評価基準および評価方法
時 価 法
- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法
商 品：売 価 還 元 法 による 原 価 法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（ 同 上 ）
- ④ 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定額法
ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。
無形固定資産 定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ⑤ 引当金の計上基準
(a) 貸 倒 引 当 金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(b) 賞 与 引 当 金
従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。
(c) 役員賞与引当金
役員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。
- ⑥ ヘッジ会計の方法
(a) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
(b) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引
(c) ヘッジ方針
将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。
(d) ヘッジ有効性評価の方法
振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(退職給付制度の変更)

当社は、平成29年7月1日より確定給付企業年金制度について企業型確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正)を適用しております。

なお、本移行に伴う影響額は、当連結会計年度の特別利益として159,628千円を計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,401,070千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	2,825千円
短期金銭債務	61,544千円
(3) 担保に供している資産	
定期預金	50,000千円
(※) 信用状開設保証金として定期預金を担保に供しております。	

4. 連結損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	
営業費用	261,094千円
営業取引以外の取引高の総額	10,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数	
普通株式	12,051,384株
(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類および総数	
普通株式	9,194株
(3) 配当に関する事項	
① 配当金支払額	
該当事項はありません。	

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成30年5月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- | | |
|--------------|------------|
| (a) 配当金の総数 | 36,126千円 |
| (b) 1株当たり配当額 | 3円 |
| (c) 基準日 | 平成30年2月20日 |
| (d) 効力発生日 | 平成30年5月18日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループの主な営業債権である預け金については、ディベロッパーの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理、信用管理を行なうことによりリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形および買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用は短期間で決済されるものです。買掛金の一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、決済額の一部について為替予約を行なうことにより、リスクの低減をはかっております。

借入金は、主に営業取引および設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスクおよび金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,272,152	2,272,152	—
(2) 預け金	736,789	736,789	—
(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）	507,121	—	—
貸倒引当金（※）	△104,635	—	—
	402,486	403,617	1,130
資 産 計	3,411,428	3,412,559	1,130
(1) 支払手形及び買掛金	1,515,170	1,515,170	—
(2) 電子記録債務	1,798,080	1,798,080	—
(3) 未払金	309,303	309,303	—
(4) 未払費用	729,276	729,276	—
(5) 長期借入金	1,964,800	1,970,558	5,758
負 債 計	6,316,631	6,322,389	5,758
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金および預金 (2) 預け金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形および買掛金 (2) 電子記録債務 (3) 未払金 (4) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 差入保証金の一部（連結貸借対照表計上額3,986,218千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	251円27銭
1 株当たり当期純利益	78円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

当社は平成29年8月21日を効力発生日として会社分割を実施し、持株会社体制へ移行しました。それに伴い、平成29年3月31日付で締結した吸収分割契約に基づき、平成29年8月21日付で、当社が営むアパレル事業、雑貨事業およびF C事業を株式会社パレモへ承継させました。なお、株式会社パレモは当社の100%子会社であります。また、同日付で当社は商号をパレモ・ホールディングス株式会社に変更しております。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の内容

アパレル事業、雑貨事業およびF C事業

②企業結合日

平成29年8月21日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社パレモを承継会社とする吸収分割

④結合後の企業の名称

株式会社パレモ

⑤その他取引の概要に関する事項

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店の間で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。

また、円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足の深刻化により採用コストや人件費の上昇など、厳しい環境が続いております。

このような状況下において、今後さらに加速する経済環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行ない効率的な経営管理を行なうべく、持株会社体制に移行することとしました。このたび、当社が持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

(a) 経営効率の向上

当社が当社グループの戦略の立案、経営管理およびリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上を実現いたします。また、間接部門を集約し、業務の効率化また専門機能の高度化を図ってまいります。

(b) 変化への対応力の強化

事業環境および競争状況の変化に対応した、迅速な意思決定および事業構造の再構築に柔軟な対応が可能となるものと考えております。

(c) 次世代リーダーの育成

事業会社においては積極的に次世代の経営を担う人材を登用し、人材育成に取り組んでまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 2 月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,000,083	流 動 負 債	3,663,645
現 金 及 び 預 金	1,531,760	電 子 記 録 債 務	25,380
預 け 金	736,789	1年内返済予定の長期借入金	731,200
貯 蔵 品	204	未 払 金	2,679,765
前 払 費 用	9,069	未 払 費 用	163,003
未 収 入 金	1,307,098	預 り 金	4,049
1年内回収予定の差入保証金	247,905	賞 与 引 当 金	4,400
繰 延 税 金 資 産	166,244	役 員 賞 与 引 当 金	12,258
そ の 他	1,012	資 産 除 去 債 務	13,090
固 定 資 産	5,126,462	設 備 関 係 支 払 手 形	30,499
(有形固定資産)	833,634	固 定 負 債	2,051,951
建 物	746,482	長 期 借 入 金	1,233,600
器 具 及 び 備 品	83,032	繰 延 税 金 負 債	31,523
建 設 仮 勘 定	4,119	資 産 除 去 債 務	767,225
(無形固定資産)	13,657	長 期 未 払 金	19,602
ソ フ ト ウ ェ ア	13,657	負 債 合 計	5,715,597
(投資その他の資産)	4,279,170	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	5,100	株 主 資 本	3,410,948
関 係 会 社 株 式	50,000	資 本 金	100,000
出 資 金	1,270	資 本 剰 余 金	1,979,367
従業員に対する長期貸付金	3,063	資 本 準 備 金	100,000
長 期 前 払 費 用	60,873	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,879,367
差 入 保 証 金	4,245,434	利 益 剰 余 金	1,334,420
店 舗 賃 借 仮 勘 定	22,250	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,334,420
そ の 他	308	繰 越 利 益 剰 余 金	1,334,420
貸 倒 引 当 金	△109,129	自 己 株 式	△2,839
資 産 合 計	9,126,545	純 資 産 合 計	3,410,948
		負 債 純 資 産 合 計	9,126,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成29年 2月21日
至 平成30年 2月20日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 売 上 高	12,051,509
II 売 上 原 価	5,343,619
売 上 総 利 益	6,707,890
III 営 業 収 入	2,535,600
営 業 総 利 益	9,243,490
IV 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,115,765
営 業 利 益	1,127,724
V 営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,939
債 務 勘 定 整 理 益	12,553
為 替 差 益	4,858
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,662
そ の 他	1,249
VI 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,909
そ の 他	1,050
経 常 利 益	1,155,028
VII 特 別 利 益	
移 転 補 償 金	1,764
退 職 給 付 制 度 改 定 益	159,628
VIII 特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	4,315
減 損 損 失	45,397
そ の 他	3,210
税 引 前 当 期 純 利 益	1,263,497
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,565
法 人 税 等 調 整 額	△156,489
当 期 純 利 益	1,334,420

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成29年 2 月21日
至 平成30年 2 月20日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1, 229, 250	308, 000	796, 699	1, 104, 699	△254, 582	△254, 582
当 期 変 動 額						
資本金から剰余金への振替	△1, 129, 250		1, 129, 250	1, 129, 250		—
準備金から剰余金への振替		△208, 000	208, 000	—		—
欠 損 填 補			△254, 582	△254, 582	254, 582	254, 582
当 期 純 利 益				—	1, 334, 420	1, 334, 420
自己株式の取得				—		—
当期変動額合計	△1, 129, 250	△208, 000	1, 082, 667	874, 667	1, 589, 003	1, 589, 003
当 期 末 残 高	100, 000	100, 000	1, 879, 367	1, 979, 367	1, 334, 420	1, 334, 420

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△2, 368	2, 076, 998	2, 076, 998
当 期 変 動 額			
資本金から剰余金への振替		—	—
準備金から剰余金への振替		—	—
欠 損 填 補		—	—
当 期 純 利 益		1, 334, 420	1, 334, 420
自己株式の取得	△470	△470	△470
当期変動額合計	△470	1, 333, 950	1, 333, 950
当 期 末 残 高	△2, 839	3, 410, 948	3, 410, 948

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

時価のないもの：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品：売 価 還 元 法 に よ る 原 価 法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（ 同 上 ）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無 形 固 定 資 産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引

③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(退職給付制度の変更)

当社は、平成29年7月1日より確定給付企業年金制度について企業型確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正)を適用しております。

なお、本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として159,628千円を計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3, 401, 070千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	1, 043, 449千円
短期金銭債務	2, 620, 971千円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	
営業収入	2, 535, 600千円
営業費用	134, 004千円
営業取引以外の取引高の総額	10, 000千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の種類および総数	
普通株式	9, 194株
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
減損損失	187, 296千円
資産除去債務	267, 049千円
貸倒引当金	37, 343千円
繰越欠損金	1, 348, 116千円
その他	23, 652千円
小計	1, 863, 459千円
評価性引当額	△1, 676, 409千円
繰延税金負債との相殺	△20, 805千円
繰延税金資産合計	166, 244千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△31, 523千円
その他	△20, 805千円
小計	△52, 328千円
繰延税金資産との相殺	20, 805千円
繰延税金負債合計	△31, 523千円
繰延税金資産の純額	134, 720千円

7. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社バレモ	100%	(兼任) 2人	当社への管理 業務委託	経営指導料	94,200	未収入金	1,043,349
					業務委託料	170,400		
					店舗使用料	2,188,800		
					金利見合賃料	82,200		
				売上債権の代理回収	—	—	未払金	2,620,549

(注) 1. 取引金額、期末残高は、消費税等を含んでおりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

上記取引について、持株会社である当社の運営費用および業務内容又は、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

283円25銭

1株当たり当期純利益

110円81銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 企業結合に関する注記

連結注記表の10.企業結合に関する注記に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 4 月 4 日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員	公認会計士	鈴木 賢 次	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	膳 亀 聡	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年4月4日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	鈴木賢次	㊞
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	膳亀聡	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月21日から平成30年2月20日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月6日

パレモ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	土田 新一郎	㊞
監査役（社外監査役）	中 村 弘	㊞
監査役（社外監査役）	今 枝 剛	㊞
監査役	平 岡 繁	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。安定的な配当の継続・維持に留意するとともに、事業計画、業績、財務状況等を総合的に勘案し、利益還元に努めることを基本方針としております。

しかしながら、当社は誠に遺憾ながら平成27年2月期末より無配としておりましたが、前々期からの事業構造改革による諸施策により業績改善が予定どおり進んだことから、継続的に配当を実施できる収益基盤が整いつつあることを受け、株主の皆様への還元を図るべく、3期ぶりの期末配当を1株につき3円として、復配させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額36,126,570円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月18日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。今後のコーポレート・ガバナンスの強化ならびに経営体制の一層の充実を図るため、取締役2名（うち社外取締役1名）増員することとし、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	よし だ かおる 吉 田 馨 (昭和31年6月10日生)	昭和54年3月 株式会社鈴丹入社 平成9年5月 同社中部営業部長 平成12年3月 同社西日本営業部長 平成17年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社取締役営業部長 平成21年2月 同社取締役商品部長 平成22年2月 同社代表取締役社長 平成24年2月 当社専務取締役アパレル事業本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長（現任） 平成29年3月 株式会社パレモ代表取締役社長（現任）	16,821株
2	なが い たか し 永 井 隆 司 (昭和30年7月9日生)	昭和53年3月 ユニー株式会社（現ユニー・ファミリー マートホールディングス株式会社）入社 平成13年1月 当社経理管理部長 平成16年5月 当社取締役経理管理部長 平成20年5月 当社常務取締役経理管理部・情報サービ ス部担当兼経理管理部長 平成22年1月 当社常務取締役管理担当 平成27年5月 当社常務取締役管理担当兼子会社担当（現任）	19,300株
3	※ ふく い まさ ひろ 福 井 正 弘 (昭和40年1月21日生)	昭和63年3月 株式会社鈴丹入社 平成24年2月 当社社長室マネージャー 平成25年2月 当社社長室統括マネージャー 平成27年5月 当社社長室長 平成29年5月 当社執行役員社長室長（現任）	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	たけ なか みき お 竹 中 幹 雄 (昭和51年 8 月26日生)	平成13年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社）入社 平成18年 7 月 アーンストアンドヤング・トランザクシ ョン・アドバイザーサービス株式会社 入社 平成22年 3 月 フェニックス・キャピタル グループ入社（現任） 平成24年 5 月 ティアック株式会社執行役員経営統括本部副本部長 平成25年 7 月 花菱縫製株式会社取締役 平成27年 4 月 エンデバー・ユナイテッド株式会社ディレクター 平成29年 5 月 当社取締役（現任） 平成30年 4 月 エンデバー・ユナイテッド株式会社マネ ージングディレクター（現任）	一株
5	き お ぶち あきら 木 根 潤 明 (昭和41年 3 月20日生)	平成14年 9 月 株式会社ファーストエスコ入社 平成15年 6 月 同社取締役経営企画室長兼管理本部長 平成18年 7 月 株式会社フジソク常務執行役員管理本部長 平成20年 2 月 日本ストロー株式会社管理本部長兼ＣＦＯ 平成21年 3 月 同社取締役管理本部長兼ＣＦＯ 平成22年 2 月 アルテック株式会社取締役経営企画本部長 平成25年 7 月 花菱縫製株式会社取締役経営企画本部・ 管理本部・生産本部 管掌 平成28年12月 当社執行役員経営企画室長 平成29年 5 月 当社取締役経営企画室長（現任）	600株
6	なが た あき お 永 田 昭 夫 (昭和23年 9 月15日生)	昭和51年 3 月 公認会計士登録 昭和63年 8 月 中央新光監査法人代表社員就任 平成19年 8 月 あずさ監査法人代表社員就任 平成23年 7 月 公認会計士永田昭夫事務所開設（現任） 平成24年 6 月 日本トランスシティ株式会社社外監査役（現任） 平成25年 5 月 株式会社ＵＣＳ社外監査役（現任） 平成27年 5 月 当社社外取締役（現任） 平成27年 6 月 竹田印刷株式会社社外監査役（現任）	1, 000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	※ あかい つか のり あき 赤 塚 憲 昭 (昭和21年10月13日生)	昭和45年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成 9 年 5 月 株式会社鈴丹取締役経営企画室長 平成11年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 平成12年 6 月 株式会社トーメン代表取締役専務 平成15年 6 月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 平成15年 6 月 株式会社シーエフブランニング代表取締役社長 平成17年 6 月 カネ美食品株式会社監査役 平成17年 6 月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 平成21年 4 月 株式会社セディナブランニング代表取締役社長 平成21年 4 月 株式会社セディナ取締役専務執行役員	86株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者の竹中幹雄氏の主要株主における地位および担当等について
- (1) 取締役候補者の主要株主における地位および担当について
候補者である竹中幹雄氏の、当社の主要株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合を運営管理するエンデバー・ユナイテッド株式会社における業務執行者としての地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
- (2) 取締役候補者との責任限定契約について
当社は竹中幹雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
3. 候補者の木根渕明氏との責任限定契約について
本議案が原案どおり承認可決され、木根渕明氏が取締役役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は永田昭夫氏を、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由等について
永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識を当社の経営に反映していただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと考えております。なお、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。
 - (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、3年であります。
6. 候補者の赤塚憲昭氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
赤塚憲昭氏は、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じて、ご指摘、ご意見をいただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。
 - (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
本議案が原案どおり承認可決され、赤塚憲昭氏が取締役役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
7. 取締役の選任に関する議案に記載すべき事項については、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役中村 弘氏は任期満了となりますので、監査役1名（社外監査役）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役（社外監査役）候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 川 口 直 也 (昭和48年9月24日生)	平成8年11月 司法試験合格 平成11年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）弁護士登録 平成11年4月 堀井法律事務所入所 平成13年8月 川口法律事務所開設（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 候補者の川口直也氏は、社外監査役候補者であります。
- なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由等について
- 川口直也氏は、上記「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおり、弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識を当社の監査に反映していただけるものと考えております。なお、同氏はこれまで会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 本議案が原案どおり承認可決され、川口直也氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 社外監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
うし やま まさ し 牛 山 真 志 (昭和51年2月24日生)	平成18年7月 公認会計士登録 牛山公認会計士事務所開設（現任） 平成23年1月 税理士登録 平成27年8月 ミッドランド税理士法人入所（現任） 平成28年4月 ミッドランド税理士法人社員就任（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牛山真志氏は、社外監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であります。
3. 候補者の牛山真志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
- (1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由等について
牛山真志氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、十分な経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただけるものと考えております。なお、同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (2) 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
牛山真志氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 補欠の社外監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第5号議案 取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプション 報酬制度の導入の件

I 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役および監査役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役および監査役に対する報酬等としてストック・オプションを付与することについて、現在の取締役および監査役の報酬等の額の枠内で、取締役および監査役に対してストック・オプションを割り当てることにつきご承認をお願いするとともに、株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額および内容）

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役および監査役に対する報酬は、会社法第361条第1項および第387条第1項に基づき、平成19年5月11日開催の第22回定時株主総会において、取締役および監査役の金銭報酬として取締役については年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50,000千円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績向上および適正な監査に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、かかる金銭報酬の額の枠内にて、取締役（社外取締役は含まない。以下、同様。）については年額30,000千円以内、監査役（社外監査役は含まない。以下、同様。）については年額5,000千円以内の範囲内で、新株予約権を株式報酬型ストック・オプションとして、取締役および監査役に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役および監査役に対し株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個あたりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役および監査役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行ないます。

また、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）、監査役は4名（うち、社外監査役2名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は7名（うち、社外取締役2名）、監査役は4名（うち、社外監査役2名）となります。

なお、当社の取締役および監査役の他に、当社子会社の取締役および監査役に対しても下記と同様のストック・オプションを割り当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期および分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

（1）新株予約権の数

取締役については650個、監査役については110個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類および数

取締役については65,000株、監査役については11,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行なうことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行なうことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

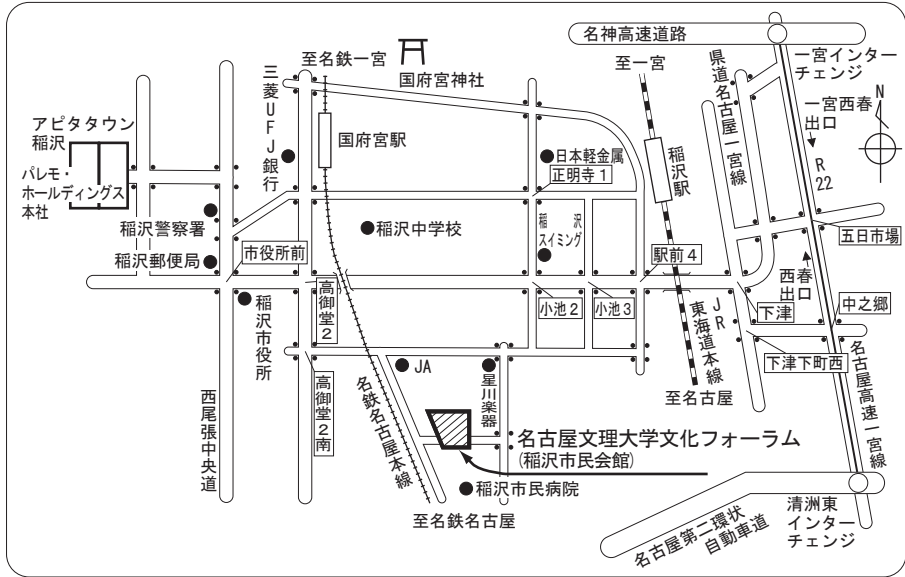
以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）中ホールで開催いたしますのでご出席の際は下記のご案内図をご参照ください。

所在地 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地 **☎**(0587)24-5111

〔受付開始予定時刻〕 当日午前9時



〔交通機関〕

1. JRにてお越しの方は、「稲沢駅」で下車してください。
(「名古屋駅」より所要時間は約15分です。)
名鉄電車にてお越しの方は、「国府宮駅」で下車してください。
(「名鉄名古屋駅」より所要時間は約15分です。)
なお、当日名鉄「国府宮駅」を午前9時00分と9時30分に、JR「稲沢駅」を午前9時10分と9時40分に出発するバスを用意しておりますので、ご利用ください。
お帰りのバスは、名鉄「国府宮駅」経由、JR「稲沢駅」行きとなります。
2. お車でお越しの方は、当会場の駐車場をご利用ください。
(名古屋駅より約14km、一宮インターチェンジより約5km、清洲東インターチェンジより約6km、西春出口(清洲方面のみ)より約5km、一宮西春出口(一宮方面のみ)より約5kmです。)